

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧事業の推進計画

第1項 災害復旧事業計画

第2項 災害復旧事業に伴う財政援助

第1項 災害復旧事業計画

《基本方針》

災害復旧対策計画は、被災した施設の原形復旧を基本として、再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良等を行う。災害発生後の災害復旧の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を樹立し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧を目標にその実施を図る。

公共施設等災害復旧事業の対象として、次の事業を実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業
- (3) 都市施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 公立文教施設災害復旧事業
- (6) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 医療施設災害復旧事業
- (8) 公営企業災害復旧事業
- (9) 公用財産災害復旧事業
- (10) ライフライン、交通輸送機関災害復旧事業

市は、関係するこれらの事業計画に積極的に協力する。

計画の実施にあたっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、指定地方行政機関、県、指定（地方）公共機関等は、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等、活動体制について必要な措置をとる。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防施設、道路、橋梁について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携の下に迅速かつ的確な復旧事業を施工し、さらに復旧事業にあわせて施設の新設改良等を検討する。

2. 農林水産施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設、林業用施設、治山施設その他共同利用施設の復旧については、公共土木施設災害復旧事業計画に準じ施工する。
- (2) 事業主体は原則として市、土地改良区、農業協同組合、森林組合等であり、必要に応じ復旧

事業の推進について技術的指導を受ける。

- (3) 被害の規模が大きく、しかも復旧に高度の技術を要する場合は、実状に応じ県営事業として施工するよう要請する。

3. 都市施設災害復旧事業計画

- (1) 都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。
- (2) 復旧にあたっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

4. 公営住宅災害復旧事業計画

住民の生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき、迅速かつ的確な公営住宅や共同施設の建設または補修を進める。

5. 公共文教施設災害復旧事業計画

- (1) 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ的確な復旧を促進する。
- (2) 再度の災害防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化防災施設の設置を策定する。

6. 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- (1) 施設の性格上緊急に復旧する必要があるので、国、県その他関係機関の融資を促進する。
- (2) 再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

7. 医療施設災害復旧事業計画

住民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速かつ的確な復旧計画により早期復旧を推進する。

8. 公営企業災害復旧事業計画

住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を推進する。

9. 公用財産災害復旧事業計画

公共的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

10. ライフライン、交通輸送機関災害復旧事業計画

特に住民の日常生活と密接な関係があるので、早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定期を明示する。

第2項 災害復旧事業に伴う財政援助

《基本方針》

法律または予算の範囲内において、国及び県が全部または一部を負担、補助して行われる災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚法」という。）に基づく事業は、次のとおりである。

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和26年法律第97号)	河川、砂防、地すべり、急傾斜地、道路、下水道の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和28年法律第247号) 官庁建物等災害復旧費実地調査要領	公立学校施設の復旧
公営住宅法（昭和26年法律第193号）	公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施工される土地区画整理事業
伝染病予防法	伝染病予防事業、伝染病院等復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助とする。
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧

1. 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の助成措置について規定している。

著しく激甚な災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

したがって、こうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることが必要である。

(1) 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」、内閣総理大臣が中央防災会議にはかかった上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）または「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）による。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議にはかかった上で、閣議を経て政令が公布、施行される。

(2) 激甚災害に関する調査報告

市は、当該市の区域内に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

(3) 激甚災害の指定促進

大規模な災害が発生した場合には、激甚法に基づく激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗状況に大きく影響を及ぼすことにはかんがみ、県は市からの報告及び前記の調査結果に基づき、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、国の関係省庁との連絡を密にし、早期指定の促進を図る。

2. 激甚災害に係る財政援助措置

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 公共土木施設災害復旧事業 (昭和26年法律第97号)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
イ. 公共土木施設災害関連事業	公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度の災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業で国の負担割合が3分の2未満のもの（道路、砂防を除く）。
ウ. 堆積土砂排除事業	<p>a. 公共施設の区域内の排除事業</p> <p>激甚災害に伴ない発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、植木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で市が施行するもの（他の法令に国の負担もしくは補助に関し別段の定めがあるもの、または国がその費用の一部を負担し、もしくは補助する災害復旧事業に附隨して行うものを除く。）</p> <p>b. 公共施設区域外の排除事業</p> <p>激甚災害に伴ない発生した前号に規定する区域外の堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの、または市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業</p>
エ. 滞水排除事業	激甚災害の発生に伴ない浸水した地域で浸水状態が政令で定める程度に達するもの（以下「滯水」という。）の排除事業で市が施行するもの。

(2) 文教施設災害復旧事業計画

1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 公立学校施設災害復旧事業 (昭和28年法律第247号)	公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

(3) 住宅災害復旧事業計画

1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 公営住宅災害復旧事業 (昭和26年法律第193号)	公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅、共同施設の建設または補修に関する事業
イ. 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (激甚法第22条)	a. 市の区域内にある住宅で激甚災害により減失したものの戸数が100戸以上または市の区域内にある住宅の戸数の1割以上である場合 b. 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

(4) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 生活保護施設災害復旧事業 (昭和25年法律第144号)	生活保護法第40条または第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業。
イ. 児童福祉施設復旧事業 (昭和22年法律第164号)	児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業。
ウ. 老人福祉施設災害復旧事業 (昭和38年133号)	老人福祉施設法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業。
エ. 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 (昭和24年法律第283号)	身体障害者福祉法第27条第2項または第3項の規定により県または市が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業。
オ. 知的障害者更生施設、授産施設災害復旧事業 (昭和35年法律第37号)	知的障害者福祉法第19条の規定により県または市が設置した知的障害者更生施設または知的障害者授産施設の災害復旧事業。
カ. 婦人保護施設災害復旧事業 (昭和31年法律第118号)	売春防止法第36条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村または社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む）の災害復旧事業。

(5) 感染症医療機関災害復旧事業計画

1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業。

(6) 医療施設災害復旧事業計画

1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 感染症予防事業 (平成10年法律第114号)	激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による市の支払に係る感染症予防事業。

3. 農林水産施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関との総合的連携のもとに迅速に復旧事業が施行されるよう努める。また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設またはこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努める。
- (2) 受益者負担が生ずる事業についての地元調査を速やかに行う。
- (3) 復旧事業等に関する特別の助成

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 (激甚法第5条)	この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ排除した額に対して一定の区分に伴ない超過累進率により嵩上げを行い措置する。
イ. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (激甚法第6条)	激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について、10分の3（事業費の政令で定める額に相当する部分は10分の5）に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。
ウ. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合の特別措置を行う。	<p>a. 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円に、政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について7年以内とする。</p> <p>b. 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。</p>
エ. 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
オ. 土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助 (激甚法第10条)	激甚災害に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ha以上である区域で農林経済産業大臣が告示した場所

4. 企業災害復旧事業計画

- (1) 住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。
- (2) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）	<ul style="list-style-type: none"> a. 激甚災害につき救助法が適用された地区内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の貸付けに関する貸付限度額を別枠として設ける。 b. 災害関係保証の保険についてのてん補率は100分の80 c. 保証料率を引き下げる。
イ. 中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条）	激甚災害を受けた中小企業者に対する、激甚災害を受ける以前において中小企業近代化資金等助成法によって貸付けた貸付金について、県は貸付金の全部または一部の償還を免除することがある。
ウ. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	激甚災害を受けた事業協同組合等の施設に対する災害復旧事業に要する経費につき、予算の範囲内において要する経費の3分の2を補助することができる。
エ. 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	激甚災害を受けた者に対して商工組合中央金庫の再建資金を貸し付ける。また、閣議決定により、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫においても低利融資を行う。

5. その他

(1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する集会所、図書館、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。
イ. 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）	激甚災害を受けた私立の学校の建物等の施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。
ウ. 市が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例（激甚法第24条、第25条第1項）	激甚災害のための伝染病予防に関して行った支払いについては、同法第24条または第25条第1項の規定を適用する。
エ. 母子福祉資金に関する国の貸付特例	国は、指定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れられた額の3倍に相当する金額を県に対して貸付ける。
オ. 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）	<p>次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。</p> <p>a. 県に対して補助する場合は、激甚災害に関し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県の区域。 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域。なお、補助率は3分の2である。</p>
カ. り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	<p>a. 激甚災害により滅失した住宅に、災害の当時居住していた低額所得者に賃貸するため、第2種公営住宅を建設する場合</p> <p>b. 補助率の引き上げ 3分の2⇒4分の3</p> <p>c. 補助対象戸数 滅失戸数の3割⇒5割</p>
キ. 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	<p>a. 小災害復旧債----公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業で小規模なものにあてるための起債</p> <p>b. 元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。</p>